

関係条文

日本国憲法（昭和21年11月3日憲法）（抜粋）

- 第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

公営住宅法（昭和26年6月4日法律第193号）（抜粋）

（この法律の目的）

- 第1条 この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（用語の定義）

- 第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

2～15 （略）

- 16 事業主体 公営住宅の供給を行う地方公共団体をいう。

（家賃の決定）

- 第16条 公営住宅の毎月の家賃は、毎年度、入居者からの収入の申告に基づき、当該入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃（次項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で、政令で定めるところにより、事業主体が定める。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第34条の規定による請求を行つたにもかかわらず、公営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該公営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。

2・3 （略）

- 4 事業主体は、第1項の規定にかかわらず、病気にかかっていることその他特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、家賃を減免することができる。

5 （略）

公営住宅法施行令（昭和26年6月30日政令第240号）（抜粋）

（家賃の算定方法）

- 第2条 公営住宅法（以下「法」という。）第16条第1項の規定による公営住宅の毎月の家賃は、家賃算定基礎額に次に掲げる数値を乗じた額（当該額が近傍同種の住宅の家賃の額を超える場合にあつては、近傍同種の住宅の家賃の額）とする。

- 一 公営住宅の存する市町村の立地条件の偏差を表すものとして地価公示法（昭和44年法律第49号）第2条第1項に規定する標準地の同法第6条の規定による公示価格その他の土地の価格を勘案して0.7以上1.6以下で国土交通大臣が市町村ごとに定める数値のうち、当該公営住宅の存する市町村に係るもの

- 二 当該公営住宅の床面積の合計(共同住宅にあつては、共用部分の床面積を除く。)を70平方メートルで除した数値
 - 三 公営住宅の構造ごとに建設時からの経過年数に応じて1以下で国土交通大臣が定める数値のうち、当該公営住宅に係るもの
 - 四 事業主体が公営住宅の存する区域及びその周辺の地域の状況、公営住宅の設備その他の当該公営住宅の有する利便性の要素となる事項を勘案してイに掲げる数値以上ロに掲げる数値以下で定める数値
 - イ 0.5
 - ロ 次に掲げる数値のうち、いずれか小さい数値
 - (1) 1.3
 - (2) 1.6を第1号に掲げる数値で除した数値
- 2 前項の家賃算定基礎額は、次の表の上欄各項に定める入居者の収入の区分に応じてそれぞれ下欄各項に定める額とする。

入居者の収入	額
123,000円以下の場合	37,100円
123,000円を超え153,000円以下の場合	45,000円
153,000円を超え178,000円以下の場合	53,200円
178,000円を超え200,000円以下の場合	61,400円
200,000円を超え238,000円以下の場合	70,900円
238,000円を超え268,000円以下の場合	81,400円
268,000円を超え322,000円以下の場合	94,100円
322,000円を超える場合	107,700円

平成8年法律第55号による改正前の公営住宅法（抜粋）

（家賃の決定）

第12条 公営住宅の家賃は、政令で定めるところにより、当該公営住宅の工事費（当該費用のうち国又は都道府県の補助に係る部分を除く。第13条第3項において同じ。）を期間20年以上、利率年6分以下で毎年元利均等に償却するものとして算出した額に修繕費、管理事務費、損害保険料及び地代に相当する額（地代に相当する額については、土地の取得若しくは使用又は宅地の造成につき国若しくは地方公共団体から補助を受け、若しくは通常の条件より有利な条件で土地の譲渡若しくは貸付けを受けた場合又は国から次条第1項の規定による補助を受けた場合においては、政令で定めるところにより算出した額を控除するものとする。第13条第3項において同じ。）を加えたものの月割額を限度として、事業主体が定める。

2・3 （略）